



平成 29 年 3 月 1 日

各 位

住 所 石 川 県 白 山 市 福 留 町 3 7 0 番 地
会 社 名 株 式 会 社 ウ イ ル コ ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 の 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 若 林 裕 紀 子
役 職 氏 名
(コード番号：7831 東証第二部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 大 槻 健
電 話 番 号 0 7 6 - 2 7 7 - 9 8 3 1

株式併合撤回及び定款一部変更（発行可能株式総数の変更） 並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年1月26日開催の当社第38回定時株主総会（以下、「当社第38回定時株主総会」といいます。）において、当社普通株式について10株を1株にする内容の「株式併合の件」（以下「本件株式併合」といいます。）を決議頂きましたが、その後、再度慎重に検討の結果、本件株式併合の撤回及び定款一部変更（発行可能株式総数の変更）について、本年4月20日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせします。

また、本臨時株主総会招集のための基準日を設定致しましたので、併せてお知らせします。

記

1. 株式併合の撤回

(1) 株式併合撤回の理由

当社第38回定時株主総会において、本件株式併合を決議頂きましたが、その後、社内でアドバイザーを交え真摯に検討した結果、株主様の投資機会をより広め、株式の流動性をより高めることが望ましいとの判断に至ったため、本件株式併合を撤回致します。

(2) 株式併合撤回の内容

① 撤回を行う併合株式の株式種類及び割合

当社普通株式につき10株を1株の割合で併合することを決議しておりましたが、これを撤回致します。

② 株式併合撤回の効力発生日

平成29年4月20日（予定）

③ 株式併合撤回に伴う発行可能株式総数

76,600,000株

④ その他

本件株式併合の撤回は、本臨時株主総会において本件株式併合の撤回及び下記2. の発行可能株式総数の変更に関する定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件と致します。

(注)1. 本件株式併合の効力発生日は平成29年5月1日を予定しており、現状は本件株式併合の効力は発生しておりませんので、本件株式併合の撤回後においても、当社の発行済株式総数は、現在の24,650,800株から変更ありません。

2. 本件株式併合の撤回による純資産額、1株当たりの純資産額に変動はなく、また、株主様がお持ちの当社株式の資産価値は、株式市場の変動など他の要因を除けば変動はありません。

3. 単元株式数につきましては、当社第38回株主総会において、単元株式数を1,000株から100株に変更すること、単元株式数の変更の効力発生日を平成29年5月1日にすることを決議頂いており、当該決議に変更はありません。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記1.「株式併合の撤回」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、現行定款第5条に定める発行可能株式総数を変更する、すなわち、当社第38回株主総会における変更前の定款第5条の規定に戻すものであります。

なお、当社第38回株主総会において、定款第5条に定める発行可能株式総数の変更の効力が、本件株式併合の効力発生日に合わせて平成29年5月1日をもって発生する旨の附則を設けていたため、当該附則の定めは、本臨時株主総会の終結の時をもって削除するものと致します。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款第5条の変更の効力は、本臨時株主総会の終結の時をもって発生するものと致します。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 〈条文省略〉</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,660,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>第 7 条～第42条 〈条文省略〉</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条 〈条文省略〉</p> <p>(効力の発生日に関する特則)</p> <p>第 2 条 <u>第 5 条</u>及び第 6 条の変更は、平成29年 5 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は、同日の経過をもって削除するものとする。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 〈現行どおり〉</p> <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>76,600,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 6 条 〈現行どおり〉</p> <p>第 7 条～第42条 〈現行どおり〉</p> <p>〈現行どおり〉</p> <p>〈現行どおり〉</p> <p>(効力の発生日に関する特則)</p> <p>第 2 条 第 6 条の変更は、平成29年 5 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本条は、同日の経過をもって削除するものとする。</p>

3. 本臨時株主総会のための基準日設定

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主様を確定するため、平成29年3月16日(木曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、議決権を行使することができる株主様と定めましたので、併せてお知らせします。

以 上